

構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する
木造の柱の小径の割合等を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第43条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定に基づき、木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第43条第1項の国土交通大臣が定める割合は、次の式によって計算した割合とする。ただし、壁が柱に取り付く場合（当該壁を設ける方向の小径について横架材の相互間の垂直距離に対する割合を計算する場合に限る。）及び第二に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

$$de/l = 0.027 + 22.5 \, wd/l^2$$

この式において、 de 、 l 及び wd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

de 柱の小径（単位 ミリメートル）

l 横架材の相互間の垂直距離（単位 ミリメートル）

wd 当該階が負担する単位面積当たりの固定荷重と積載荷重の和（単位 一平方メートルにつきニュートン）

2 柱が負担する荷重の実況に応じて、構造耐力上の安全性を適切に評価して計算をすることができる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、令第43条第1項の国土交通大臣が定める割合を当該計算により得られた数値とすることができる。

第2 令第43条第2項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第3章第8節第2款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮の各応力度を令第82条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮の各応力度が、平成13年国土交通省告示第1024号第1第一号ロに定める基準に従って計算した長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の各許容応力度を超えないことを確かめること。